

1. 件名：新検査制度施行に向けた設置許可品証届出に係る事前聴取に係る資料提出

2. 日時：令和2年2月27日 13時30分～13時35分

3. 場所：原子力規制庁 8階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

実用炉審査部門

照井安全審査官、桐原調整係長

事業者：

北海道電力株式会社 東京支社 技術グループ 担当

東北電力株式会社 東京支社 担当

東京電力ホールディングス株式会社

原子力安全・統括部 品質・安全評価グループ 課長 他2名

中部電力株式会社 東京支社 原子力グループ 副長 他1名

北陸電力株式会社 東京支社 原子力技術グループ 副課長

関西電力株式会社 東京支社 技術グループ マネジャー 他1名

中国電力株式会社 東京支社 電源グループ 副長

四国電力株式会社 東京支社 技術課 副長

九州電力株式会社 東京支社 原子力グループ 担当

日本原子力発電株式会社 安全室 品質保証グループ 副長

電源開発株式会社 原子力技術部 安全総括室 担当

5. 要旨

(1) 事業者から、令和2年4月1日の新検査制度の運用開始に向け、改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の5第11号に係る届出を予定する内容等に関する資料が提出された。

(2) 原子力規制庁から、本日提出のあった資料について、必要に応じて指摘等を行っていく旨を伝えた。

(3) 事業者から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料

- ・【北海道】設置許可本文十一号記載内容の検討
- ・【電源開発】設置許可本文十一号記載内容
- ・【東北】設置許可本文11号(案)記載内容
- ・【東京】設置許可本文十一号の記載内容の検討

- ・【北陸】設置許可本文十一号記載内容の検討
- ・【中部】設置許可本文十一号記載内容の検討
- ・【関西】設置許可本文十一号記載内容
- ・設置許可添付書類十一（高浜 津波警報が発表されない海底地すべり津波に対する対応） 記載の考え方
- ・【関西】設置許可添付十一（高浜 津波警報が発表されない海底地すべり津波に対する対応）記載内容の検討
- ・【四国】設置許可本文十一号記載内容の検討
- ・【中国】設置許可本文11号（案）
- ・九州電力における設置許可本文十一号及び添付十一の記載内容について
- ・【日本原電】設置許可本文十一号記載内容
- ・品管規則を踏まえた保安規定第3条記載3社比較
- ・大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）
- ・柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表
- ・浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表